

文化審議会著作権分科会基本政策小委員会
「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ」
に関する意見募集の実施について（意見募集要領）

令和2年12月15日
文化庁著作権課

この度、令和2年12月14日の文化審議会著作権分科会基本政策小委員会において、「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ」が取りまとめられました。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見を頂くため、意見募集を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

記

1. 意見募集の対象

「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ」（令和2年12月14日 文化審議会著作権分科会基本政策小委員会）（以下「中間まとめ」という。）

2. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載もしくは文化庁著作権課にて資料配布

3. 意見募集期間

令和2年12月15日（火）～令和3年1月6日（水） 必着

4. 意見送付要領

（1）意見提出の方法

以下のいずれかにより御提出ください。集計の都合上、可能な限り（ア）による御提出をお願いいたします。なお、電話・FAXによる御意見の受付は致しかねますので、御了承ください。

（ア）アンケートフォームによる提出

【注意事項】※必ずお読みください（12月23日追記）

- 以下のアンケートフォームは、一時的に利用ができませんので、大変恐れ入りますが、意見提出される場合は、e-Gov上の「関連資料、その他」に掲載されている「回答様式」のファイルに御意見を御記入の上、以下のアドレスまでメールにて御送付ください。

chosaku@mext.go.jp

- 判別のため、件名は**【同時配信中間まとめへの意見】**としていただけますよう、よろしくをお願いいたします。

（※）「回答様式」中、回答欄が足りない場合は、適宜回答欄を広げていただいても構いません。

~~・以下のアンケートフォームに記載事項を記入の上、御提出ください。~~

~~<https://pf.mext.go.jp/admission/17245-2-2-2.html>~~

~~(※以下のQRコードからもアクセスできます。)~~



(イ) 郵送による提出

・任意の様式に記載事項を記入の上、以下の住所・宛先に送付してください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁著作権課法規係 宛

(2) 記載事項

以下の事項を記載の上、上記(1)の方法に基づいて御提出ください。

- ・個人／団体の別
- ・氏名／団体名 (※1)
- ・電話番号 (※1)
- ・メールアドレス (※1)
- ・各項目 (※2) に関する具体的な御意見

(※1) 個人の場合は、任意の御記入で構いません。

(※2) 「中間まとめ」に基づき、以下の項目名に沿って御意見を御記入ください (御意見のない項目については、空欄で構いません)。

【項目名】

1. 基本方針
2. 課題の整理及び検討の進め方等
3. 制度改正の内容
 - 総論 (対象とするサービスの範囲)
 - 各論 (各課題ごとの対応)
 - (1) 現行権利制限規定の同時配信等への適用拡大
 - (2) 借用素材を含む著作物及び映像実演に関して、放送の利用許諾を得た際に同時配信等の可否が不明確である場合の利用円滑化
 - ①基本的な考え方
 - ②許諾推定規定の制度設計・運用等
 - (3) レコード・レコード実演 (被アクセス困難者 (仮称)) の利用円滑化
 - ①基本的な考え方
 - ②補償金スキーム

- (4) リピート放送の同時配信等における映像実演（被アクセス困難者（仮称））の利用円滑化
 - ①基本的な考え方
 - ②補償金スキーム
- (5) 裁定制度の改善
 - ①協議不調の場合の裁定（第68条）について
 - ②権利者不明の場合の裁定（第67条）について
 - ③裁定に係る事務処理の迅速化について
- (6) その他の事項

5. 備考

- ・同一人物又は同一団体による同一意見が複数あった場合には、御意見が受け付けられない場合がございます。
- ・御意見に対して個別には回答できませんので、あらかじめ御了承願います。
- ・御提出いただいた御意見の趣旨や内容等について、個別に御質問等をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。
- ・御提出いただいた御意見の内容や団体名については公表する可能性がありますので、あらかじめ御了承願います（個人の氏名、電話番号、メールアドレスについては公表致しません）。

以上